



熊本県公報

第 1 2 6 1 7 号
平成 29 年 5 月 2 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所の廃止…………… (障がい者支援課) 3
- 兼用工作物管理協定の締結…………… (河川課) 4
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 4

公 告

- 平成 2 9 年度電算処理業務委託契約に係る相手方等の決定…………… (情報企画課) 5
- 平成 2 9 年度電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方等の決定…………… (") 5
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 5
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 6

登 載 依 頼

- 熊本県住宅供給公社の解散…………… (住宅課) 6
- 自動車保管場所証明電子化システム賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部交通規制課) 6
- 自動車保管場所証明電子化システム賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (") 7
- 平成 2 9 年度第 1 回熊本県観光審議会の開催…………… (観光物産課) 11

告 示

熊本県告示第 5 2 0 号

身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成 7 年熊本県規則第 1 6 号)第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
整形外科	中原 潤之輔	公立玉名中央病院 玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
整形外科	上杉 勇貴	上杉整形外科 荒尾市荒尾 7 8 9 番地 4	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
外科	江藤 慎一郎	独立行政法人国立病院機構熊本南病院 宇城市松橋町豊福 2 3 3 8 番地	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
外科	蓮尾 友伸	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸 1 4 1 9 番	平成 2 9 年 3 月 3 1 日

		地 1 9	
内科	溝部 孝則	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸 1 4 1 9 番地 1 9	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
内科	和田 正文	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸 1 4 1 9 番地 1 9	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
外科	岡部 和利	医療法人岡部病院 水俣市桜井町 3 丁目 3 番 3 号	平成 2 7 年 4 月 1 日
外科	鈴木 俊二	社会福祉法人社団熊本丸田会熊本 リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0 番地	平成 2 9 年 2 月 1 日

熊本県告示第 5 2 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ダン調剤薬局 八代市古閑上町 1 3 番 1	平成 2 9 年 4 月 1 日
瀬戸薬局山浦店 荒尾市増永字山浦 2 5 5 7 番地 1	平成 2 9 年 4 月 1 日

熊本県告示第 5 2 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
八代薬剤師会センター薬局 八代郡氷川町今西作 1 5 0 番地 2	平成 2 9 年 4 月 1 日
新八代駅前薬局 八代市上日置町 4 4 4 7 番地 1 1	平成 2 9 年 4 月 1 日

熊本県告示第 5 2 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 N・フィールド	訪問看護ステーション デューン八代	八代市旭中央通 6 番地 6 旭中央ビル 3 階西号室	平成 2 9 年 5 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 5 2 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 N・フィールド	訪問看護ステーション デューン八代	八代市旭中央通 6 番地 6 旭中央ビル 3 階西号室	平成 2 9 年 5 月 1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第 5 2 5 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市亀場町食場字下友尻 9 9 6 番、字中八畝田山 9 9 9 番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下友尻 9 9 6 番・字中八畝田山 9 9 9 番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 2 6 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市栖本町馬場字家下ノ尾 2 6 2 6 番 2、2 6 2 7 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字家下ノ尾 2 6 2 6 番 2・2 6 2 7 番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 2 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2

3号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
すまいるわーく 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽4886-3	一般社団法人 あおぞら福祉会 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽4886-3 代表理事 北里 小百合	就労継続支援A型	平成29年3月27日
キッポーヘルパーステーション 熊本県八代市千丁町新牟田2520番地	有限会社 キッポー 熊本県八代市千丁町新牟田2520番地2 代表取締役 濱田 サチエ	居宅介護 重度訪問介護	平成29年4月1日

熊本県告示第528号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法についての協議が成立したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系潤川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
熊本市南区富合町田尻字八反田636番2から熊本市南区富合町田尻字八反田655番2まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 熊本市長 大西 一史
熊本市中央区手取本町1番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設及び工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持及び修繕
 - (2) 路肩に接する法面であって、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成29年3月30日から道路の存続する日まで

熊本県告示第529号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画道路事業3・5・5号太田町水の平線
- 3 事業施行期間 平成29年5月2日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県天草市太田町、南新町、浄南町、南町、栄町及び諏訪町地内
使用の部分 なし

公 告

熊本県公告第252号

特定調達契約につき随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
電算処理業務委託 32業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社熊本計算センター
熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 随意契約に係る契約金額
72,511,200円（うち消費税及び地方消費税の額5,371,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第253号

特定調達契約につき随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
電子計算機組織及びプログラム・プロダクト一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C 営業本部
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
138,623,916円（うち消費税及び地方消費税の額10,286,436円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営分田地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営分田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成29年5月8日から平成29年6月2日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営分田地区土地改良事業（暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営分田地区土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年5月8日から平成29年6月2日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第256号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成29年5月2日から同月15日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成29年5月2日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 田 嶋 徹

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
稲田 一俊	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字前無田550番ほか1筆
平岡 新一	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字平島1012番1
桑原 信弘	八代市日奈久塩北町	八代市日奈久新開町字大井手西割2番3ほか3筆
緒方 初男	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜84番2ほか1筆

- 2 申請年月日
平成29年4月12日

登載依頼

解散公告（第1回）

当法人は、平成29年3月31日付けで国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から2箇月以内に申し出て下さい。当該期間内に申出がないときは清算から除斥します。
平成29年5月2日

熊本市中央区水前寺六丁目5番19号
熊本県住宅供給公社 清算人 松永 正男

熊本県警察本部告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成29年5月2日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 1 競争入札に付する事項
自動車保管場所証明電子化システム賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成29年5月19日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第30号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成29年5月2日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
自動車保管場所証明電子化システム賃貸借
 - (2) 借入物品及び数量
自動車保管場所証明電子化システム 一式
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通規制課管理第一係（熊本県庁警察棟2階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 借入物品の規格、品質等
自動車保管場所証明電子化システム賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 契約期間
契約締結の日から平成36年3月31日（日）まで
 - (7) 借入期間
平成30年4月1日（日）から平成36年3月31日（日）まで
 - (8) 納入期限
平成30年3月31日（土）まで
 - (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
 - (10) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書技術審査結果通知書
ウ 役員等一覧
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年5月31日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年5月31日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年6月13日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年6月12日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成29年6月13日(火)午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年6月12日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

- 者の IC カードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（72 月）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) の申出期限
 イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県警察本部交通部交通規制課管理第一係
 電話番号 096-381-0110（内線 5173）
 ファックス番号 096-385-1184
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the services to be leased
 Lease contract for the car parking space certificate computerized system
- (2) Date and Place for tender
 Date : June 13 2017, 10:00 am
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Kumamoto Prefectural Police Headquarters
 Traffic Management and Control Division
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku , Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8610, Japan
 Phone: 096-381-0110(5173)
- (4) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県観光審議会公告第1号

平成29年度第1回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。
平成29年5月2日

熊本県観光審議会長

- 1 日時
平成29年5月16日（火）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所
ホテル熊本テルサ たい樹（熊本市中央区水前寺公園28の51）
- 3 議題
(1) 次期観光立県推進計画の策定について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、審議会の開催予定時刻までに、各会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局
(熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光物産課)
(電話096-333-2332)